

公立大学法人金沢美術工芸大学における新株予約権の取得に関する規程

令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）が所有する知的財産のライセンスその他の支援業務（以下「ライセンス等」という。）の対価として新株予約権を取得することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「知的財産」とは、金沢美術工芸大学知的財産に関する基本方針（平成 29 年 3 月 2 日制定規程第 100 号）に定める知的財産をいう。
- (2) 「ライセンス」とは、知的財産の譲渡、実施権の設定及び実施許諾をいう。

(取得の手続き)

第 3 条 本学の研究成果又は人的資源等を活用して起業されたベンチャー企業であって、ライセンス等の相手方となる企業（以下「対象企業」という。）は、ライセンス等の対価として、当該対象企業の新株予約権の譲渡又は付与を希望する場合には、学長にその旨を申し込むものとする。

2 前項の申し込みの可否については、社会共創センター（この場合、社会連携担当理事を含む。）及び経営審議会の審査に基づき、学長が行う。

3 前項の審査は、別表のチェックリストを参考に取得可否及び経済条件を判断するものとする。

- (1) 当該新株予約権の取得可否
- (2) 当該新株予約権取得時の経済条件

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、新株予約権の取得に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）新株予約権の取得判断のチェックリスト

視点			
取得可否	ライセンス先として妥当であるという判断がされているか？		
	企業側に株式等割当・付与のニーズがあるか？	企業側から大学側への新株予約権割当・付与の提案があったか？	
	現金を将来的に回収することができる見込みが立っているか？ (事業計画)	株式公開やM&Aを志向し、そのための計画がされているか？	
		資金調達計画やその実現性は明確であるか？	
		研究・事業化の計画やその実現性は明確であるか？	
		ライセンス対象とする知的財産権は、大学発ベンチャーの成長にとって必要であるか？	
		支出計画に基づき、資力その他の事情を勘案し、ライセンスを受ける際に新株予約権を受け取ることが望ましいという点が説明できるか？	
株式等の取得により、大学のブランドを毀損する可能性は低いのか？	大学発ベンチャーの事業内容と大学のミッションとの関連性が説明できるか？		
経済条件	どのようなスキームで株式等を取得するかが明確になっているか？ 【ライセンス契約書】	どのようなライセンス内容に伴って、新株予約権を取得するかが明確に示されているか？	
		契約時に大学が受け取る現金の額及び新株予約権の個数が明確に示されているか？	
	大学が取得する株式等の内容が明確であり、その内容が客観的な評価に基づくものとなっているか？ 【新株予約権割当契約書】	取得株予約権の各要項について、大学と企業間で合意が取れているか？	
		新株予約権の数とその根拠は、合理的であり、対外的に説明できる内容となっているか？	
		発行価額の設定は無償であるか？	
		行使価額は合理的に設定されているか？ (不合理に高い価格となっていないか？)	
		行使期間は株式公開の時期を保守的に想定し、長めに設定しているか？	
		行使条件に、不必要なベスティング条項などの記載がないか？	
		M&A(他社による買収)時の対応についての記載があるか？	
		契約内容について、外部専門家による助言を受けているか？	